

## 研究ノート：日韓両国における日韓条約反対論

－日韓両国の「批准国会」における反対論を中心に－

金 鉉洙

### 要旨

本稿の目的は、「日韓条約」に対する日韓両国の「批准国会」における反対論を検討することによって、とりわけ日本の「批准国会」における反対論の特徴を明らかにすることである。

韓国の「批准国会」においては、主に「基本条約」の第2条における「韓国併合」条約の無効時点に関する問題が主な論点となった。つまり、日本の朝鮮植民地支配に対する問題が議論の争点になっていたと言えよう。一方、日本の「批准国会」においては、「基本条約」の第3条が議論の争点になった。「基本条約」の第3条は、朝鮮半島における韓国政府の管轄権が休戦以北までに及ぼしているのかに関わる問題で、南北の分断状況をどう捉えるのかが焦点になったのである。つまり、日本の「批准国会」における反対論の特徴は、過去の朝鮮植民地支配に関する問題はほとんど議論されず、社会主義国家との関係や日米韓国の軍事同盟的性格を持つとする現在の問題に反対論が集中していると指摘できる。

キーワード：日韓条約、批准国会、反対論

## はじめに

およそ14年間も続いた日韓国交正常化交渉(以下、日韓会談)の結果、1965年6月22日、「日韓条約」<sup>1</sup>が東京で調印された。その後、日韓両国の国会における批准を経て、同年12月18日、韓国ソウルで批准書交換が行われた。日本における日韓会談反対闘争はいわゆる「批准国会」期に最大の盛り上がりを見せる。本稿では日本における日韓会談反対闘争が最も活発であったこの時期において「批准国会」での反対論を検討していきたい。

本論に入る前に、本稿と関連する主な先行研究を見ると、まず、佐藤勝巳<sup>2</sup>の論考がある。佐藤は「批准国会」における反対論が朝鮮植民地支配に対する反省が欠如されていることを厳しく指摘している。また、李元徳<sup>3</sup>は日韓条約に対する日本国会内の議論を早期妥結論、慎重論、反対論に分けて検討している。上記の先行研究を踏まえながら、本稿においては、韓国における「批准国会」での反対論との相違点を確認することで日本の反対論の特徴を明らかにしていきたい。

### 1. 韓国の「批准国会」における反対論

1965年6月22日、東京で調印された「日韓条約」に対する韓国の国会批准は野党の強い反対による一時中断を経て、同年8月14日、与党単独で可決された。韓国においては、「韓日条約と諸協定批准同意案審査特別委員会」(1965.7.31.～8.11.)が設けられ、条約内容などについて議論されたが<sup>4</sup>、特に「基本条約」の第2条である「It is confirmed that all treaties or agreements concluded between the Empire of Japan and the Empire of Korea on or before August 22, 1910 are already null and void(千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効である)ことが確認される。〔下線は筆者、以下同様〕という条文をめぐる問題に集中していた。つまり、日本国と大韓帝国の間で結ばれた「韓国併合」条約の無効時点に関する問題が主な論点となっていたのである。韓国政府側は「韓国併合」条約がそもそもその条約自体が無効であるといことを確認したと主張しているのに対し、日本政府側は日韓条約を締結することによって「韓国併合」条約が無効になったという立場であった。この問題は日本の朝鮮植民地支配をどう捉えるかということと繋がっている。韓国の野党側は日韓両国が「null and void〔無効〕」という用語を「お互いに勝手に解釈」しているとし、日本に「過去の軍国主義統治を合理化できる余地を残すという恥辱的な結果」をもたらしたと批判した。

その他、「基本条約」において「植民地支配に対する謝罪が含まれていない」ことや、韓国政府の管轄権が「以北〔北朝鮮〕まで及ぼすことが明記されていない」点(唯一合法性問題)、そして、漁業問題においては「李ラインの存廃問題」、独島〔竹島〕の領有権問題が厳しく批判された。しかし、これらの論点と比べて在日朝鮮人問題に関する議論は「質問時間がとても少な」かったし、主な批判の内容も「第一に、強制退去の可能性などから、法的地位協定は韓国側が『一方的な日本側の考慮乃至一方的な特恵的措置のみを望む』かたちになっていること」や「第二に、朝鮮籍登録者を別途に扱うことは『二つの韓国』を容認する」ということに限られていた<sup>5</sup>。

### 2. 日本の「批准国会」における反対論

一方、日本では、1965年11月6日に衆議院、同年12月11日に参議院で強行採決され、

批准同意案が可決された。いわゆる「批准国会」と言われる参議院「日韓条約等特別委員会」(1965.11.20.～1965.12.4.全10回、公聴会1回)、衆議院「日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会」(1965.10.21～1965.11.6.全11回)における反対論はどういうものであったのかについて以下見ておきたい。

日本でも衆・参議院における日韓条約反対論の焦点は、先に批准同意案が可決された韓国政府側の条文解釈と日本政府側の解釈の相違点に向けられた。「基本条約」については第2条と第3条の解釈の違いが日韓両国の国会でも問題になった。先述したように「基本条約」第2条の「もはや無効である」という条文に対する韓国側の解釈は、韓国併合条約そのものが無効であったことを確認したというものであった。しかし、日本側の解釈は、日韓条約を結ぶことによって韓国併合条約は無効になったという解釈であったからである。さらに、「基本条約」第3条<sup>6</sup>「It is confirmed that the Government of the Republic of Korea is the only lawful Government in Korea as specified in the Resolution 195 (III) of the United Nations General Assembly.(大韓民国政府は、国際連合総会決議第百九十五号(III)に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。)」という条文で問題になったのは、「朝鮮にある唯一の合法的な政府である」という文句であった。韓国政府側は、休戦ライン以北を含む正統な政府として韓国政府が認められたと解釈したが、日本政府側はあくまで「国連で認めた朝鮮半島における唯一の合法的政府」として韓国政府の有効支配は休戦ライン以南に限られると解釈し、「休戦ライン以北に事実上の政権があるということを念頭に置きながら今回の諸般の取り決めを行っ」たと説明していた。つまり、日本政府は「北鮮に関する限りは全然触れていない<sup>7</sup>」と解釈していたのである。

このような解釈の違いを追及した野党側に対して、椎名外務大臣は「われわれは韓国当局がどういう場合にどういう説明をしようと、あくまで条約の成文に従って解釈するものである」と述べ、「そういうことにあまり心を労する必要はないものであるという基本的な立場」をとっているとつづねた<sup>8</sup>。

日本の「批准国会」における反対論は、院外の反対運動の論理とほぼ同じであった。日本社会党の松本七郎議員は、「日韓条約案件というものはきわめて危険な内容を含んでいる」とし、「南朝鮮人民を銃剣で弾圧したあの買弁的な軍事ファッショ朴正熙政権と日本の一部支配層の政治的やみ取引の所産」であると批判した。さらに、「半世紀にわたるこの大陸侵略と植民統治の歴史的罪悪を真に反省した」ならば、「今度のような条約はつくらなかっただろう」と指摘した上で、「われわれは、この条約を粉砕してこそ、真に日本と朝鮮民族との友好親善が始まるという確信を持っている」と主張している<sup>9</sup>。こうした反対論に加え、「日韓条約」が朝鮮の「南北統一を阻止するもの<sup>10</sup>」という南北朝鮮統一妨害論的な論理や、日米安保条約の完結版である「東北アジア軍事同盟<sup>11</sup>」であるとする軍国主義批判の視点も呈示された。

一方、在日朝鮮人問題<sup>12</sup>については、「法的地位協定」の提案理由として、石井光次郎法務大臣が「長年にわたりわが国に居住している大韓民国国民にわが社会秩序のもとで安定した生活を営むことができるようにする必要<sup>13</sup>」があると述べたが、これに対して自民党や民社党議員らから主に永住権付与や強制退去問題について批判が集中した。日韓会談の過程で韓国政府は在日朝鮮人の「歴史的特殊性」を主張してきたが、日本政府は日本国内法律(国籍法、出入国管理令など)上それが可能かという法理論で対応するのが常であった。し

かし、「批准国会」においては皮肉にも日本政府関係者が在日朝鮮人の「歴史的特殊性」への理解を求めるような状況が出現した。

また、先行研究で指摘されているように日本の「批准国会」においては植民地朝鮮支配を反省したり、それに向き合おうとする姿勢が極めて弱かった。「過去の不幸な関係」という表現が見られたが、それは修飾語のように扱われるに過ぎなかった。

次の一文は民社党春日一幸議員の発言である。

韓国内部において、南北の間に戦争関係があり、いま敵視関係がありといえども、それは韓国南北の問題であって、日本といたしましては、かつて同じ日本国民であった、かつての兄弟である、同胞である、関知したことでないと言ってもいいくらいのものであると思うのです。だとすれば、北鮮千数百万の国民の諸君も、とにかく何といっても、われわれの三十六カ年間の併合統治の中で、われわれは善意に基づいてこれを統治したと自負いたしておるが、相手にすれば、異民族の統治を受けたということは、今日沖縄の同胞諸君がアメリカによって統治を受けておることに対して、限りなき苦痛を感じておると同じように、それ相当の苦痛があったものとわれわれは同情せなければならぬと思う<sup>14</sup>。(下線は筆者)

春日のこの発言は、立場によって歴史の解釈が異なることを述べているようにもみえるが、そうした相対主義によって「善意に基づく統治」を正当化し、「自負」する論理が堂々と提示されているのである。つまり、春日流の理解からすれば、歴史的解释の違いは当然のことであり、彼自身にとっては日本の植民地支配は正当化すべきものなのであった。

## おわりに

以上の日韓両国の「批准国会」で行われた反対論をまとめると、韓国の「批准国会」では「基本条約」第2条に関する審議に最も多くの時間が費やされたが<sup>15</sup>、日本の「批准国会」では「基本条約」第3条の審議に集中していた<sup>16</sup>ということができる。この違いは、韓国の「批准国会」における反対論が過去の清算にあったのに対し、日本の「批准国会」では日本の朝鮮植民地支配問題ではなく、現在的問題、つまり朝鮮半島の分断状況をどうとらえるかが大きな論点となったということができる。分断国家の一方の側との国交樹立は、中国やベトナムなど同じく分断状況にある社会主義諸国との関係に直結する問題であったからでもある<sup>17</sup>。なお、日本の国会審議を見ていると、「日韓条約」の条文解釈の相違と「基本条約」第3条、つまり韓国政府の正統性を問題視することによって、そもそも「日韓条約」それ自体が法的条件を揃えていないことを指摘して「日韓条約」の無効を主張する論理が作られていることにその特徴があると言えよう。

参考文献

- (1) 田駿『朝総連研究(第2巻)』高麗大学校出版部,1972
- (2) 李元徳『韓日過去史処理の原点・日本の戦後処理外交と韓日会談』ソウル大学出版部,1996.
- (3) 吉澤文寿『戦後日韓関係-国交正常化交渉をめぐって』図書出版クレイン,2005.
- (4) 佐藤勝巳「国会の日韓議論にあらわれた日朝関係把握の問題点」朝鮮史研究会編『朝鮮史研究会論文集』No.6.1996.
- (5) 日本国衆議院「日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議事録」
- (6) 日本国参議院「日韓条約等特別委員会議事録」
- (7) 韓国国会「韓日条約と諸協定批准同意案審査特別委員会議事録」
- (8) 『朝日新聞』

<sup>1</sup> 本稿で用いる「日韓条約」という用語は、「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」(以下、「基本条約」)及び「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」(以下、「請求権協定」)、「日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定」(以下、「漁業協定」)、「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」(以下、「法的地位協定」)、「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」(以下、「文化財協定」)の1条約4協定を含む総称である。

<sup>2</sup> 佐藤勝巳「国会の日韓議論にあらわれた日朝関係把握の問題点」朝鮮史研究会編『朝鮮史研究会論文集』No.6.1996.

<sup>3</sup> 李元徳『韓日過去史処理の原点-日本の戦後処理外交と韓日会談』ソウル大学出版部,1996.

<sup>4</sup> 吉澤文寿「日本における日韓会談反対運動-1960年代を中心に-」『戦後日韓関係-国交正常化交渉をめぐって』図書出版クレイン,2005. pp. 275-279.

<sup>5</sup> 田駿『朝総連研究(第2巻)』高麗大学校出版部,1972. p. 385.

<sup>6</sup> (同上. pp. 570-571.)

<sup>7</sup> 『第50回国会衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会会議録』第3号,1965. 10. 26.

<sup>8</sup> 『第50回国会参議院日韓条約等特別委員会会議録』第5号,1965. 11. 26.

<sup>9</sup> 『第50回国会衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会会議録』第4号,1965. 10. 27.

<sup>10</sup> 『第50回国会衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会会議録』第9号,1965. 11. 4.

<sup>11</sup> 同上。

<sup>12</sup> 在日朝鮮人問題に対する各政党の基本的態度

政 党	主 張
自由民主党	法的地位協定は、終戦の時、本人の意志に反して日本国籍を失った在日朝鮮人の不安定な法的地位を明確にしようというもので、特殊な事情からみて永住者に優遇措置を与えるのは当然である。教育、生活保護、国保の一切適用に必要な財政措置は十分に配慮すべきである。
日本社会党	法的地位協定は、在日朝鮮人に対して韓国籍を取ることを事実上強制し、反対するものを差別することになる。これでは在日朝鮮人全体、朝鮮民族全体から喜ばれない。南北いずれの国籍を取るかは本人の自由であり、それをさまたけたり差別したりすべきではない。
日本共産党	法的地位協定は、韓国籍のものにだけ永住権を与え北朝鮮籍を主張するものを差別しており、不当である。すべての在日朝鮮人に対して、国籍選択の自由や祖国との自由往來を保障すべきである。
民主社会党	永住権者の範囲を「孫」まで譲歩したのは不満である。また協定の対象は韓国籍のものに限られ、その他の地位は未定のままとされた。これはわが国に、少数民族問題を持ち込むおそれがある。
公明党	韓国籍のものにだけ永住権や社会福祉の権利を与え、韓国籍を欲しないものには与えないといった差別をするのは問題である。

(※上記在日朝鮮人問題に対する各政党の基本的態度は『朝日新聞』(1965. 10. 5.)が「第50回臨時国会の開幕(通称「日韓国会」、1965年10月5日開幕)にあたって、日韓条約承認問題に取組む各政党の態度を要約」したものである。)

<sup>13</sup> 『第50回国会衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会会議録』第2号,1965. 10. 25.

<sup>14</sup>『第50回国会衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会会議録』第6号, 1965. 10. 29.

<sup>15</sup> 吉澤文寿 前掲論文. 2005. p. 276.

<sup>16</sup> 佐藤勝巳「国会の日韓議論にあらわれた日朝関係把握の問題点」朝鮮史研究会編『朝鮮史研究会論文集』No. 6. 1996. p. 154.

<sup>17</sup>『第50回国会参議院日韓条約等特別委員会会議録』第4号, 1965. 11. 25.